

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間及び47年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで  
② 昭和47年10月から48年3月まで

私が結婚するまでの間は、同居していた家族が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていた。家族は納付済みの記録となっているにもかかわらず、私だけ申立期間①が未納となっている。

また、結婚後は、私が自分で保険料納付を続けていた。申立期間②が未納記録となっているのは納付できない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、同居していた両親が国民年金の加入手続を行い、家族の保険料と合わせて申立人の保険料も婦人会の集金で納付していたはずであると述べているところ、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月22日に払い出されていることが確認できる上、申立期間①について、同居していた家族は、高齢のため国民年金に未加入であった父親を除いて保険料の未納は無い。

また、当時、申立人が居住していたA町（現在は、B市）では、申立人に係る国民年金被保険者名簿を2種類保管しており、うち一つの名簿には、他人の国民年金手帳記号番号が誤って記載されているなど、記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間①は3か月と短期間であるとともに、前後の期間は納付済みであることが確認できることから、申立期間①が未納とされているのは不自然である。

申立期間②について、申立人は、納付書を使用し、毎回、自分で保険料を納付していたと述べているところ、C市が保管している国民年金被保険者名

簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の被保険者種別は、それまで強制加入資格であったものが昭和 48 年 5 月 2 日に任意加入資格に変更されていることから、申立人は、同日に国民年金の転入手続を行ったものと考えられ、その時点からみると、申立期間②は強制加入期間で、時効にかかっておらず過年度納付を行うことが可能である。

また、申立人の夫は、同一企業に継続して勤務しており、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 47 年 8 月 6 日に、D 県から E 府に転居した前後の期間についても、標準報酬月額は年々増加している傾向にあり、生活は安定していたものと考えられる。

さらに、申立期間②は 6 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 48 年 5 月から任意加入被保険者として未納無く保険料納付を続けていることが確認できることから、申立期間②が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年6月までの期間及び同年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から45年3月まで

両親が、区の徴収員を通じて、私の国民年金の加入手続及び未納保険料の一括納付をしてくれたという話を母と姉から聞いていたのに、昭和45年4月以降の記録しかないのは納付できない。申立期間の納付記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の発行日欄に記載された昭和46年1月13日及び社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿の払出日欄に記載された同年3月9日は、いずれも第1回特例納付が実施されていた時期である上、申立人の国民年金手帳及び社会保険事務所が保管している申立人に係る国民年金被保険者台帳には、42年10月13日に被保険者資格を取得し、47年4月28日に任意加入被保険者に種別変更するまで、強制加入被保険者である旨が記載されていることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であったものと考えられる。

また、申立人の姉は、当時、母から、区の徴収員が両親の国民年金保険料を徴収に来た際に、両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、20歳の誕生日までさかのぼって未納保険料を一括納付したことを聞いたと話しているところ、管轄の社会保険事務局では、「当時、各区役所に専任徴収員がおり、集金先で資格取得届を預かって区役所へ提出することは考えられ、また、過年度に未納保険料がある場合は、手書きの過年度納付書を交付し、被保険者に依頼されれば金融機関で払い込みをした可能性もある。」と回答していることから、区の徴収員に、過年度となる申立期間の保険料を一括納付したと

する納付方法も不自然ではない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の両親は、国民年金制度開始時から60歳到達時まで保険料を完納している上、母は70か月にわたり付加保険料も納付するなど、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

加えて、申立人の二人の姉は、申立期間当時、すでに婚姻し独立して生活していたものの、自分の国民年金保険料は両親が負担してくれていたと話しており、そのような両親が、申立人に対しても、結婚話を契機に申立人の国民年金保険料の未納を解消しようとしたことに不自然さはみられないことを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和43年7月から同年9月までは厚生年金保険の被保険者であり、制度上、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間のうち、昭和42年10月から43年6月までの期間及び同年10月から45年3月までの期間について国民年金保険料の納付があったものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月10日から43年1月10日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間に加入記録は無いとの回答を得た。

昭和39年10月にA社（現在は、B社に社名変更）に入社以来、平成21年5月に退任するまで、転勤、出向及び転籍はあったが、企業グループから離れた事はない。申立期間当時は、A社C店から新規開店する同社D店の開店準備室要員として異動した。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された人事台帳並びに元同僚の証言により、申立期間において、申立人がA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、A社C店から同社本社へ異動し、同社D店の新規出店業務に携わっていた元上司からは、「昭和42年8月ごろにA社E店の空き部屋を利用して、D店の開店準備室を設けた。開店準備室に勤務していた申立人は正社員であり、退職もしていないのに、厚生年金保険の加入期間が途切れていることはおかしい。」とする旨の証言があり、このことから判断すると、申立人は昭和42年8月中にA社D店（同社E店にあった同社D店に係る開店準備室）に勤務していたことが認められ、申立人のA社（地域管内の各支店の社会保険については、同社本社において一括適用とされていた。）における厚

生年金保険被保険者資格の取得日は、同社C店における資格喪失日と同日の同年8月10日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年1月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を、平成4年1月から同年6月までは41万円、同年7月から5年9月までは50万円、同年10月から6年2月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月1日から4年1月1日まで  
② 平成4年1月1日から6年3月30日まで

平成元年から3年までの期間については、標準報酬月額が実際に支払われていた給与よりも低い。また、4年から6年2月までの期間については、給与減額の実実がなかったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が大きく減額されている。訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立期間の標準報酬月額は、平成4年1月から同年6月までは41万円、同年7月から5年9月までは50万円、同年10月から6年2月までは44万円と記録されていたところ、6年2月25日付けで4年1月1日まで遡<sup>そきゅう</sup>及して4年1月から6年2月までを8万円に訂正されていることが確認できる。

また、同記録において、申立人の報酬が訂正されたのと同じ日付又はその3日違いの日付で、申立人と同様に標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正が行われている者が申立人以外に5人確認できる。

さらに、申立人から提出された雇用保険支給台帳に記載されている離職時賃金日額により、申立人は、少なくとも申立期間②の一部である平成6年3月29日の離職日前6か月の期間において、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正前の標準報酬月額に相当する給与の支給を受けていたことが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、申立人が勤務して



いたA社は申立期間当時、多額の社会保険料を滞納し、同社の代表者が再三社会保険事務所の担当者と、納入方法や納入時期について相談をしていたことが確認できる。

また、申立人は同社の役員ではなく、標準報酬月額の変更についての説明も無かったとしており、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について関与していた又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主が厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者報酬月額変更届を2年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額の遡及訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行われたものと認められ、これは事実と異なる処理であることが明らかであり、合理的な理由は無いことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年1月から同年6月までは41万円、同年7月から5年9月までは50万円、同年10月から6年2月までは44万円に訂正することが必要である。

申立期間①については、申立人は、標準報酬月額が低すぎると主張しているが、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主に照会を行っても回答が得られなかったことから、申立人に係る申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

また、申立期間①当時の同社の総務、給与担当者は、「社会保険事務所へ届け出る標準報酬月額は社長の指示により決定していた。給与から控除する厚生年金保険料は、社会保険事務所へ届け出た標準報酬月額に基づいて算出していた。」としており、申立期間①当時の同僚に照会しても、社会保険事務所の標準報酬月額の記録が実際の給与よりも低く届け出られている状況は確認できなかった。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年5月1日に、資格喪失日に係る記録を39年4月1日とし、36年5月から37年5月までの標準報酬月額を1万円、同年6月から38年2月までの標準報酬月額を1万2,000円、同年3月から39年3月までの標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月1日から39年4月1日まで

昭和36年5月1日から39年3月31日までA社に勤務していた。雇用保険には加入していたし、他の従業員は厚生年金保険に加入しており、会社からは、「厚生年金保険にきっちり加入させていたはずである。」という回答をもらっている。記録が無いことはありえない。記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の事業主や申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に在職し、同社で正社員として勤務していたことが認められる。

また、申立期間に、申立人と同様に同社で勤務していた同僚4人及び申立期間より前に申立人と同様の業務をしていた従業員については、同社に係る厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、同社の事業主は、「雇用保険の加入記録があり、他の従業員は厚生年金保険に加入していることから、申立人についても、厚生年金保険に加入させていたものと思われる。」と回答しており、事実、申立人の前任者は、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る失業保険離職証明書及び申立人と同年齢の同僚の記録から、昭和 36 年 5 月から 37 年 5 月までは 1 万円、同年 6 月から 38 年 2 月までは 1 万 2,000 円、同年 3 月から 39 年 3 月までを 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の A 社に係る厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 5 月から 39 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月から47年3月まで

私は、高校を卒業し兄が経営していた事業所に勤務していた時に、兄から私の国民年金の加入手続をしたと聞いた。国民年金保険料も給与から控除されていたと思う。

申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月18日に払い出されたことが社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点において、申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立人の兄が申立人の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の兄に聴取しても、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述が得られない上、申立人の兄は、元妻の証言として、「申立期間当時、私たち夫婦と義弟（申立人）は違う町に住所地があったので、私たち夫婦が居住していた町の集金人に義弟の国民年金保険料は納付していなかった。」との供述をしている。

さらに、申立期間当時、申立人と住所地が同じであった申立人の母親は、既に他界しており、申立人の納付状況についての証言を得ることができない上、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な納付状況は不明である。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月から45年11月まで

妻の年金の加入期間を調べたところ、昭和50年12月17日に過去の未納分の保険料を一括で納めているが、41年12月から45年11月までは国民年金は未加入期間であり納付記録が無いとのことであった。申立期間の後半は別居中の期間でA市に住民票を移して住んでおり、国民健康保険料と一緒に市役所の窓口で納付していたはずである。A市での加入状況も含めて調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立人は申立期間の途中からA市に住民票を移し、同市において国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿の記録及び社会保険事務所の被保険者台帳に記載されている住所地から、申立人が申立期間においてB市及びC市に居住していたことは確認できるものの、A市へ住所地を変更した形跡はみられない上、A市において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に対し、D区とB市において国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できるが、それぞれの番号に係る社会保険事務所の国民年金被保険者台帳等の記録を確認しても、申立期間について国民年金の加入手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が住民票を移してA市の窓口で国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の主張についても、申立人の夫は、当時、申立人と別居しており、加入手続の状況や保険料の納付状況は不明であるとともに、申立人

は既に亡くなっているため当該状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで  
昭和 36 年 4 月から、地域の婦人会で国民年金の保険料徴収が始まったので、すでに婦人会に籍を置いていた私も徴収業務にたずさわっていた。  
保険料を納付しない者は、徴収にかかわれなかったのに、自分が未納とされていることに納得できない。申立期間の納付記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度開始とともに、昭和 36 年 4 月から保険料を納付し始めたと主張しているが、当時、申立人は、夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、国民年金の任意加入資格者であるところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の住所地の村では、昭和 36 年 2 月から同年 6 月にかけて国民年金手帳記号番号が付番された被保険者の中に、任意加入被保険者は皆無であることから、国民年金制度開始当初、同村では、強制加入資格者に対して加入勧奨が行われていたことがうかがえる。

また、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しが最初に確認できるのは、昭和 40 年 7 月 23 日であり、同日に申立人の夫にも連番で手帳記号番号が払い出されていること及び社会保険庁のオンライン記録で検索しても、同日より前に申立人の名前で別の手帳記号番号が払い出された形跡はみられないことから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、40 年 7 月ごろであると考えるのが合理的であり、この時点では、申立期間のうち、36 年 4 月から 38 年 3 月までは、時効により制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び村役場が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫は、同じ日に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、二人の保険料

納付の状況を見ると、申立人は昭和 40 年 4 月から開始しているのに対し、申立人の夫は同年 5 月から開始し、二人の納付開始月が区々となっている上、3 年生まれの申立人の夫については、同年 5 月から保険料納付を開始することにより、60 歳到達時の前月までの納付月数が、当該年生まれの者の老齢基礎年金の受給資格期間である 276 月になっていることからみて、申立人とその夫は、ともに申立期間の保険料が未納であることを認識し、この時から国民年金保険料の納付を開始したものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 51 年ごろ、母親から国民年金手帳を渡され「20 歳までさかのぼって納付してある」と言われた。また、母親から両親の国民年金保険料をまとめて全て納付した後、間違いなく私の保険料も 20 歳までさかのぼって納付したと聞いている。両親の国民年金保険料は納付された記録があるのに、私の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が自分たち夫婦の国民年金保険料をまとめて全て納付した後、申立人の保険料も 20 歳までさかのぼって納付してくれたと主張しているが、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況等が不明確である。

また、申立期間後の申立人の国民年金保険料は、申立人及びその母親が所持する領収証書等の日付から、昭和 50 年 1 月以降に申立人の母親と同日に納付されていることが確認できるが、申立期間については、申立人の母親が 50 年 2 月及び同年 12 月に納付した母親の領収証書は確認できるものの、申立人の領収証書は確認できない。

さらに、申立人及びその両親の国民年金手帳記号番号は、いずれも昭和 50 年 2 月 12 日に払い出されており、この時点において、申立人の両親の国民年金については、保険料をさかのぼって納付しなければ、両親それぞれの国民年金の受給資格期間を満たすことができないが、申立人はその時期にさかのぼって保険料を納付しなくても、受給資格期間を満たすことが可能であったと考えられる上、申立人の母親が申立人に続いて保険料をさかのぼって納付したとする申立人の妹の国民年金の記録も、申立期間は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 367

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 5 日から 6 年 6 月 ごろまで  
平成 5 年 8 月 5 日から 6 年 6 月 ごろまで、A 社 B 店においてパート勤務をし、販売業務をしていた。

私自身の生活事情により、社会保険に加入できることを条件に職を探しており、A 社においても、採用面接の際にそれを了解の上で採用していただいた記憶がある。

厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかないので、調査を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人より提出された A 社の採用証明書及び当時の勤務状況が記載された手帳から判断して、申立人が申立期間のころに同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主及び B 店の店長は、申立人は同社においてパート従業員として勤務しており、当時同社ではパート従業員は社会保険に加入していなかった旨の供述をしている上、申立人より名前のあがった申立人と同様の勤務形態であった同僚二人の同社における厚生年金保険の記録も確認できない。

また、社会保険庁の同社に係るオンライン記録では、申立期間において申立人の氏名を確認することはできない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立期間に申立人に対し健康保険被保険者証が発行された形跡は見られない。

さらに、申立人から提出された同社が作成した申立人に係る平成 5 年分給与所得の源泉徴収票から、平成 5 年分の社会保険料等の金額として 113,422 円が給与より控除されていたことが確認できる。しかし、摘要の欄には、前職総支給額及び社会保険料の記載があり、これについての記載方法は適切である上、前職については、申立人の厚生年金保険被保険者記録から、申立期間の前に勤務していた C 社におけるそれぞれの金額であることが推認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 368

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで  
社会保険事務所の訪問調査により、A社において、平成 2 年 5 月 1 日から 4 年 3 月 31 日に資格喪失するまでの標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが判明した。同社は破産により廃業したが、社会保険料を滞納してはいなかったため、引き下げる届出をした事実はない。当時は毎月 70 から 80 万円の報酬を受けていたことから、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社における申立人の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 4 年 3 月 31 日の約 2 か月後の同年 5 月 29 日に、2 年 5 月 1 日にさかのぼって訂正され、53 万円から 20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正について、社会保険料の滞納はなかったため訂正する届を提出した覚えは無いと申し立てている。しかし、社会保険事務所で保管している不納欠損整理簿には、平成 3 年度における社会保険料の約 73 万円が欠損として記録されていることから、同社は社会保険料を滞納していたことが推認できる上、申立人の妻は「当社の業績はそれまで好調だったが、平成 4 年 1 月になって悪化した。」と述べている。

また、同社が平成 4 年 9 月 11 日に破産宣告を受けた当時の破産管財人及び顧問税理士はともに遡<sup>そきゅう</sup>及訂正には関与していないと証言している上、当該事業所において標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正が行われたのは、代表取締役である申立人だけであることから、申立人は、滞納保険料額を減額するために、自身

に係る標準報酬月額をさかのぼって訂正する届出を行ったものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 10 日から 38 年 8 月 20 日まで  
② 昭和 39 年 1 月 26 日から 40 年 1 月 26 日まで  
③ 昭和 40 年 5 月 27 日から 43 年 12 月 19 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになるのが分かった。

申立期間①の前に勤めた事業所の脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間の脱退手当金を受け取った記憶は無く、脱退手当金の手続をしていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る被保険者名簿には、申立人に対し脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されている。

また、脱退手当金は、上記A社に係る申立期間②、③及びこれより前に勤務していた申立期間①（B社での勤務期間）を含む3つの厚生年金保険被保険者期間を基礎として支給されており、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年4月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間③の後に勤務した事業所へ入社する際に、年金手帳2冊を当該事業所に渡したと述べているが、当時は年金手帳でなく、厚生年金保険被保険者証であった上、当該事業所に係る被保険者名簿には、申立人に対して新たに厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されたことが確認できることから、申立人の主張と矛盾する。

加えて、申立人は、申立期間①に係る事業所において新たに厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることについて、申立期間①の前に勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受給したため、当該記号番号が無効になったと思ったと述べている。このことから、申

立期間③の後に勤務した事業所において、申立人に対して新たに厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることから、申立人は前回と同様に、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受領したことにより、これらの期間の厚生年金保険被保険者記号番号が無効になったものと認識していたことがうかがわれる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月から 10 年 1 月まで  
平成 9 年 4 月に A 社に入社し、輸入果物を扱う商事部でトロピカルフルーツの担当となった。在職中、会社からもらった健康保険証を使い、腰痛で入院した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A 社より提出された源泉徴収簿、給与判取帳及び退職届から、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、平成 9 年及び 10 年分の源泉徴収簿では、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、A 社に照会したところ、「申立人は臨時雇用者であり、申立期間当時、臨時雇用の中途採用者の社会保険加入については、一定の年齢制限を設けていたことから、申立人は厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も控除していない。」との回答があった。

さらに、給与判取帳のパート・アルバイト部門に申立人と一緒に記載されている従業員について厚生年金保険の加入状況を見ると、A 社での厚生年金保険の被保険者としての記録を確認することはできない。

加えて、申立期間は国民健康保険の被保険者となっている上、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。